

令和6年茂原市教育委員会会議1月定例会日程

日時：令和6年1月24日（水）15時～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市立中学校部活動ガイドラインの改訂について

（報告事項）

1 行事の共催、後援及び協賛について

2 令和6年茂原市教育委員会会議2月定例会、3月臨時会及び3月定例会の日程について

3 その他

4 閉会宣言

議案第 1 号

茂原市立中学校部活動ガイドラインの改訂について

茂原市教育委員会は、改訂する茂原市立中学校部活動ガイドラインを別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 月 2 4 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

提案理由 平成 3 1 年 3 月に策定した「茂原市立中学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）」について、国及び県のガイドラインに基づき、休日の学校部活動を地域へ移行するための取り組みや、合理的、かつ、効果的な活動の推進を図るため、「茂原市立中学校部活動ガイドライン」として、改訂するものです。

茂原市立中学校部活動ガイドライン



令和6年1月改訂

茂原市教育委員会

《目次》

はじめに	P. 1
1 学校教育における位置付けと意義	P. 1
(1) 部活動の位置付け	
(2) 部活動の意義	
2 学校部活動	P. 2
(1) 本ガイドラインの扱い	
(2) 適切な運営のための体制整備	
① 学校部活動に関する方針の策定及び公表	
② 指導・運営に係る体制の構築	
(3) 効果的な活動の推進	
(4) 適切な休養日等の設定	
(5) 環境の整備	
3 学校及び部活動顧問の役割	P. 5
(1) 活動計画等の作成	
(2) 部活動運営上の留意事項	
(3) 保護者等との連携	
(4) けがや事故の防止	
(5) 学校部活動としての地域連携	
4 休日の学校部活動を地域へ移行するための環境整備	P. 10
(1) 部活動の地域移行のイメージ	
(2) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取り扱い	
(3) 学校部活動の地域クラブへの移行のための校内委員会の設置	
5 休日の学校部活動の地域移行に関するスケジュール	P. 12
【資料1：学校の部活動に係る活動方針】	
【資料2：部活動の活動方針】	
【資料3：月活動計画】	
【資料4：活動実績・時間外勤務報告書】	
【資料5：対外試合参加申請及び結果報告書】	

はじめに

学校で行われている部活動（学校部活動）は、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に触れる機会を提供するとともに、児童生徒の体力向上や文化芸術面での資質向上にも大きく寄与してきた。また、学級や学年での活動以外に、複数の学年の生徒が同じ目的に向かって活動を共にすることで社会性の獲得など、子どもたちの心身の健全育成に大きく貢献してきた。さらに、学校教育の生徒指導面での役割も大きなものがあった。

しかしながら、必ずしも教師が担う必要のない業務（平成31年中教審答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」）でありながら、教師の超過勤務時間に占める部活動の割合は大きく、未経験の部活動を担当している教師の数も少なくない。教師の働き方改革が叫ばれる中、部活動指導に対する教師の負担軽減は急務の問題となっている。

一方、生徒数の減少は今後さらに進み、単一の学校でチームを組むことができなくなったり、教師の数の減少による部活動顧問の不足が危惧されたりと、現状の部活動の維持は、困難な状況となることが予想される。

子どもたちが生涯にわたって楽しむスポーツ・文化芸術に気軽に触れることができるとともに、教師が本来の業務である授業や子どもたちと触れ合い向き合うことのできる環境を整備するためにも、部活動を学校から地域へと移行することは、将来を見据えた重要な課題となる。

以上のことから、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が発せられた。また、令和5年3月には、千葉県から「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」が発せられた。これらのガイドラインの中では、学校の設置者は「設置する学校に係る部活動の方針」を作成し、各学校は「学校の部活動に係る活動方針」を作成し公表することが示されている。

茂原市教育委員会では、これらの国、県からのガイドラインをもとに、平成31年3月に策定した「茂原市立中学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）」の内容を見直し、「茂原市立中学校部活動ガイドライン」として新たに示すこととした。

1 学校教育における位置付けと意義

(1) 部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成29年3月）の第1章総則、第5、1のウでは、次のように示されている。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(2) 部活動の意義

- スポーツや文化等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって親しんでいく生活の基盤づくりをする。
- 個性や能力の伸長及び技能や体力の向上を図り、自己存在感を高める。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- お互いの考えや立場を尊重する態度を培い、スポーツのルールを守ることの大切さを知り、社会性や規範意識を身に付ける。
- 所属意識や愛校心を育て、同年代や異年齢間での人間関係を構築する。

このように、部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成を実現させる役割を果たしていると考えられる。よって、学校全体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要があり、全教職員の共通理解・協力体制のもと、次の点に配慮した運営に当たる。

- 職員会議等で、全教職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と部活動顧問や部活動顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組むことが大切である。
- 部活動を通じた生徒理解に努めるとともに、発達段階に応じて能力・適性を見極め、その都度健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心がけることが大切である。
- 保護者や関係団体等との連携を図りながら部活動を活性化させ、地域に信頼される学校づくりを進めることが大切である。

また、留意点としては、大会やコンクール、発表会等（以下「大会等」という。）で勝つことや好成績のみを重視し、過重な練習を強いることがないようにすること、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むためのバランスの取れた運営と指導をすることなどがあげられる。

2 学校部活動

(1) 本ガイドラインの扱い

本ガイドラインは、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）及び、「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」（令和5年3月千葉県）に則り、平成31年3月の「茂原市立中学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）」を改訂したものである。中学校段階の部活動を主な対象とするが、小学校段階においても本ガイドラインを適用し、さらに児童の心身の発達の程度に配慮するものとする。

(2) 適切な運営のための体制整備

① 学校部活動に関する方針の策定及び公表

ア 方針の策定

校長は、茂原市教育委員会が策定した「茂原市立中学校部活動ガイドライン」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針（資料1）」を策定する。

イ 方針の公表

校長は、前記アの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のウェブサイトへの掲載等により公表する。

② 指導・運営に係る体制の構築

ア 学校部活動の設置と指導者の確保

校長は、教師だけでなく、外部指導者等の適切な指導者を確保することを基本とし、生徒や教師の数、外部指導者や部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消の観点から適正な数の学校部活動を設置する。

イ 外部指導者の配置

校長は、部活動顧問が専門外の場合には、外部指導者等を配置するよう努める。

ウ 勤務時間の管理

校長は、教師の学校部活動への関与について、必ずしも教師が担う必要のない業務であること及び部活動が活動時間等の上限まで実施するとは限らないものであることを、教職員だけでなく保護者とも共有し、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、教師の業務改善及び勤務時間管理等を行う。

エ 部活動顧問の配置

校長は、教師を部活動顧問に決定する際、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や出退勤記録調査の結果、本人の抱える事情、外部指導者や部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

オ 活動内容の把握と指導・是正

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

カ けが、事故等への対応と体制整備

けが人や病人、また、不測の事態に備え、校内の緊急体制を整えておくことが必要である。けが人や病人の発生から手当てや管理職への報告、医療機関や保護者へ連絡、記録の保存等、校内体制の整備と教職員間の共通理解を図る。生命に関わる点でもあるので、年度当初の早い時期に確認をするとともに、定期的にマニュアル等の見直しをすることも大切である。特に、AEDを含む応急処置などの対応を正確に行えるようにすることが重要である。活動場所に部活動顧問がついていられない場合の活動の在り方については、校内でルールを定め、全教職員で共通理解を図りながら、他の教師との連携のもと、練習内容を工夫するなどして適切な指導を行うことが必要である。

(3) 効果的な活動の推進

部活動は、生徒が豊かな学校生活を送りながら、社会性や規範意識を向上させるなど人格的に成長させることを目指すものである。部活動顧問は、生徒の多様なニーズに応え、一人ひとりが自己実現できるよう、柔軟な運営に努める。また、科学的な根拠や専門的な知識による指導、生徒の自主性を生かす指導を心がける。

体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、許されるものではない。部活動顧問は、勝利至上主義に偏り、過度な練習や行き過ぎた指導に陥ることのないよう、日頃から十分注意する。校長は、全教職員で共通理解のもと、言葉の暴力を含む体罰の根絶を徹底する。また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように併せて配慮する。

(4) 適切な休養日等の設定

学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内外の諸活動、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、スポーツ医・科学の観点、前記(2)②ウの視点を踏まえ、以下を基準とする。

ア 適切な活動時間

- (ア) 平日の活動時間については、1日当たり2時間程度を原則とし、暗くならないうちに自宅に到着できるように、日没時間に合わせて終了時刻を設定する。また、土日や長期休業中の1日の活動時間については、3時間程度の活動を原則とする。
- (イ) 朝練習については、保護者の負担を考慮し、必要に応じて活動時間を設定する。
- (ウ) 気温の高い時期については、活動の時間帯及び活動時間を考慮する。

イ 休養日

- (ア) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けることを原則とする。(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。土日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (イ) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとし、家族との触れ合いや外出等を十分に考慮し、ある程度まとまった休養期間を設定する。
- (ウ) 休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられる。
- (エ) 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 活動時間及び休養日の公表

校長は、(2)①アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、茂原市教育委員会が策定した方針に則り、学校部活動の活動時間及び休養日等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(5) 環境の整備

ア 少子化への対応

茂原市教育委員会及び校長は、少子化に伴い単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、複数校の生徒による合同部活動等の取組を推進する。また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築を進める。

校長は、生徒や教師の数、施設面等を踏まえて部活動数等が適正であるか検討し、見直す。

イ 地域との連携等

校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

また、校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

ウ 参加する大会等の見直し

校長は、運動部が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう参加する大会等を精査する。

また、部活動指導員及び外部指導者の大会でのコーチとしての参加については、中学校体育連盟等の規定に従って申請をする。

3 学校及び部活動顧問の役割

(1) 活動計画等の作成

部活動顧問は、部活動の目標や活動方針を示し、年間を通して計画的な活動ができるよう年間の活動計画を立てて校長に提出する。また、毎月の活動計画を立てて校長に提出するとともに、生徒や保護者に活動内容の周知を図る。さらに、毎月の活動実績及び時間外勤務時間についても報告書にまとめ、校長に提出する。部活動対外活動については、校長に許可を得て、大会等終了後、速やかに結果を報告する。様式については、各学校の様式による。(※参考【資料2：部活動の活動方針】【資料3：月活動計画】【資料4：活動実績・時間外勤務報告書】【資料5：対外試合参加申請及び結果報告書】)

校長は、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動できるようにするとともに教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(2) 部活動運営上の留意事項

ア 生徒の心身の管理

校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(バランスのとれた学校生活への配慮を含む)、活動場所における事故防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶するという意識を全ての教職員、保護者と共有し徹底する。

特に運動部活動においては、

- ・「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)
- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)
- ・「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」(平成30年6月千葉県教育庁教育振興部体育課)

文化系の部活動については、

- ・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

(平成 30 年 12 月文化庁)

- ・「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」

(平成 31 年 3 月千葉県教育委員会)

に則った指導を行う。茂原市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の効果的な指導

運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の効果的な指導

文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 生徒とのコミュニケーション

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の技能向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、生徒それぞれの目標が達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、発達や性別の違いに関わらず、誰もが自主的・協同的に活動に参画できるよう、適切な指導を行う。

オ 良いところを伸ばす指導

部活動の運営に当たっては、生徒が主体的、意欲的に取り組むことができるよう雰囲気づくりや心理面での指導の工夫、安心して活動できる環境を整備する。

部活動顧問は、生徒の良いところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導や叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。部活動顧問の感情により、指導内容や方法が左右されないように注意が必要である。また、生徒の活動状況をよく観察し、疲労や精神の状況をしっかりと把握することが重要である。部長等、特定の生徒に過剰な負担がかからないようにすることも必要である。

カ 多様なニーズに応じた活動

価値観の多様化した現代において、技術向上を目指す者、楽しみながら活動したいと考える者、趣味としてとらえる者等、生徒や保護者の部活動に関するニーズは様々である。このような中、季節ごとに異なる運動や文化的活動、レクリエーション志向で行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことも考えられる。

キ 生徒の意思の尊重

校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

ク いじめの防止と集団作り

部活動は、複数の学年が参加することや同一学年でも異なる学級の生徒が参加する活動である。部活動顧問は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要である。

ケ 体罰の厳禁

体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。運動部顧問は、勝利至上主義に偏るあまり、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは決してあってはならず、校長は、全教職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように配慮する。

コ 会計の取扱い

物品の購入や大会等への参加費の徴収など金銭に関わることについては、事前に校長の許可を得るとともに、会計報告等の作成により保護者の説明を丁寧に行う必要がある。また、領収書等の保管についても、学校としてルールを設け、適切に対応することにより、説明責任を果たせるようにする。

(3) 保護者等との連携

部活動の指導対象は生徒であるが、保護者の理解・協力は欠かせない。部活動を運営するに当たり、年度当初の保護者会だけでなく、機会を捉えて、保護者や地域の意見を聞いたり、部活動顧問の考えを伝える場を設けたりするなどして、保護者や地域の理解を得ることは大変重要である。この意思の疎通が、保護者や地域の部活動に対する応援にもつながり、指導の効果を一層高めることにもなる。

(4) けがや事故の防止

ア 部活動顧問による生徒の安全管理

部活動中の事故やけがを防ぐために、部活動顧問は、生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握して無理のない練習とし、体調等が優れない場合は、部活動顧問に申告できる雰囲気づくりに努める。また、部活動顧問は、できる限り活動について生徒の安全を確保する。また、当日の環境条件や生徒の体調等の確認、近年の温暖化による熱中症への対応も必要である。

(ア) 熱中症への事前の対応

グラウンド・体育館での活動では、活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定し、対応を判断する。

＜暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等＞					
暑さ指数（WBGT）	湿球温度	乾球温度	注意すべき活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
28～31℃	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	嚴重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

（出典：千葉県「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」 令和5年3月）

(イ) 熱中症発生時の対応

熱中症が疑われる時には、放置すれば死に至る緊急事態であることをまず認識しなければならない。重症の場合には救急車を呼び、現場ですぐに体を冷却する必要がある。熱中症の重症度は具体的な治療の必要性の観点から、Ⅰ度（現場の応急処置で対応できる）、Ⅱ度（病院への搬送が必要）、Ⅲ度（入院し集中治療が必要）と分類される。Ⅱ度以上の症状があった場合には、直ちに病院へ搬送する。

一方、「立ちくらみ」や「筋肉のこむら返り」などの軽度の症状の場合には、涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静にさせる。また、少しずつ水分の補給を行う。この際、症状が改善するかどうかは、病院搬送を判断するためのポイントとなるので、必ず、誰かが付き添うようにする。

緊急事態に迅速かつ的確に応急処置を講じるため、以下 a～d について学校の体制を確立する。

- a. 熱中症発生時の教職員の役割分担を定め、全教職員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示する。
- b. 緊急時に連絡する消防署、医療機関、校内（管理職・養護教諭・学年主任等）及び関係諸機関等の所在地及び電話番号などを掲示する。
- c. 応急手当や救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

- d. 救急搬送の必要な傷病者が出た場合に備え、各種行事前に現地消防組織、近隣医療機関と連携しておく。

イ 安全に対する指導

部活動顧問は、生徒一人ひとりに安全に関する知識や技能を身に付けさせ、生徒自身が積極的に自分や仲間の安全を守れるようにすることが望ましい。事故防止のために種目の特性に合わせて練習中や活動中に守るべきルールを定め、年度当初に全部員に周知するとともに、機会を捉えて繰り返し確認をすることにより、徹底を図ることが必要である。

学校外での活動や大会等で学校外の場所へ移動する際の安全指導は、あらかじめ部員全員に徹底する。学校外で活動する際、部活動顧問もしくは代わりに責任を持てる者がつき、生徒だけで活動することがないようにする。大会等で学校外の場所へ移動する際、部活動顧問等の引率責任者がつくことを基本とする。特に、公共交通機関を利用する際のマナー等については、日頃から指導しておくことが望ましい。

ウ 施設・設備や用具の管理

部として施設や用具を大切にすることを高め、小さな不備も見落とさない視点を養成することが大切である。部活動顧問として、施設・設備や用具の管理には万全を期す。万一、施設・器具に不備や部活動顧問の指導に瑕疵があつてけがや事故が起きた場合の責任は、大変大きいものがある。事故の状況によっても、その責任の重さや内容は変わってくるが、民事上の責任、刑事上の責任、行政上の責任、そして賠償責任が問われる場合もあることをあらかじめ知っておくことが望ましい。

(5) 学校部活動としての地域連携

ア 校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、協議会の機能を活用する。

イ 校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施することなどにより連携を深め、多様な活動機会を設ける。

ウ 校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

エ 校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

4 休日の学校部活動を地域へ移行するための環境整備

(1) 部活動の地域移行のイメージ

現在の学校部活動		休日の地域移行	
指導者	当該校の教師	指導者	地域の指導者（教職員の兼職兼業可能）
場所	当該校の施設	場所	民間施設・公共施設・学校
費用	無料	費用	受益者負担（月謝が発生）
傷害保険	学校で加入の日本スポーツ振興センターを適用	傷害保険	民間の傷害保険に加入 （日本スポーツ振興センター適用外）
		実施主体	・地方公共団体 ・総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会、スポーツ少年団、民間事業者、文化協会等
<p>○休日の指導は教師、または外部指導者（部活動指導員）</p> <p>○土日のどちらかは休み。</p> <p>○土日の教師の指導は、手当を支給。</p> <p>○総体、新人大会等は学校の合同チームでの参加可能</p> <p>○各種大会へのクラブチームの参加が認められることになった。</p>		<p>○学校は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術の内容等も生徒や保護者に周知する。</p> <p>○市は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理を行う部署、関連団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会を設置、検討状況等をウェブサイト等で公開する。</p> <p>○市は、推進計画の策定等により、スケジュール等についてわかりやすく周知する。</p> <p>○教師等の兼職兼業の規定や運用を改善する。</p> <p>○経済的に困窮する家庭の生徒の地域活動への参加費用を支援する。</p> <p>○学校は「学校の部活動に係る活動方針」を策定・公表する。</p> <p>○県の方針としては、地域クラブ等の受け皿ができない場合は、部活動指導員による学校部活動の継続。</p>	
<p><地域移行後も変わらないこと></p> <p>○部活動の活動時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度。 ・平日に1日以上（月曜日）、週末に1日以上の日。 <p>○小中体連の試合への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度から、地域クラブチームの参加が認められた。 ・参加要件の中に活動時間を遵守していることが含まれる。 ・合同チームの参加も可。 ・学校と地域クラブの双方から出場することはできない。 ・登録方法により、参加が制限される。 <p>○教師等の勤務時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1か月の時間外在校等時間については「45時間以内」、1年間「360時間以内」 ・ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ◦1か月の時間外在校等時間100時間未満。1年間720時間以内。 ◦連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ45時間超は6か月まで。（労働基準法は、1日の勤務時間8時間） 			

(2) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取り扱い

ア 休日における地域クラブ活動への移行をおおむね達成する目標時期について、国が示す令和5年度から令和7年度末までの改革推進期間を踏まえ、千葉県では次のとおり段階的なスケジュールを示している。

令和5年度：各市町村で実証的に1部活動の地域移行を目指す
令和6年度：前年度の取組を踏まえ、各学校で1部活動の地域移行を目指す
令和7年度：前2か年の取組を踏まえ、各学校で複数の部活動の地域移行を目指す
各市町村で年度末までに全部活動地域移行完了までの推進計画を示す

イ 千葉県の計画をもとに、茂原市教育委員会では以下の日程で、休日の学校部活動の地域移行を進める。

【具体的な計画】

- 令和5年度：茂原市内で1部活動の休日の地域移行の開始を目指す
- 令和6年度：前年度の取組を踏まえ、各学校で最低1部活動の休日の地域移行の開始を目指す
- 令和7年度：各学校で全部活動の休日の地域移行を開始することを目指す
- 令和8年度：各学校ですべての学校部活動の休日の地域移行の完了を目指す
- 令和9年度：すべての休日の学校部活動を地域へ移行し、学校では行わないことを目指す

(3) 学校部活動の地域クラブへの移行のための校内委員会の設置

ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、ウェブサイト等で公表するとともに、地域クラブへの移行のために校内委員会を設置する。

イ 校内委員会では、以下の内容を含む、地域移行に向けての諸課題を確認するものとする。

(ア) 「学校の部活動に係る活動方針」の検討及び公表

(イ) 教師等の服務についての共通理解

- ・指導者として報酬を得る場合は、地域クラブからの指導の依頼状をもとにして「兼業届」を作成し、校長の確認の上、教育委員会に提出して許可を得る。
(無償の場合は、原則必要としない。)

- ・超過勤務時間については、地域クラブを含め複数月平均80時間以内とする。
(1日8時間、1週間40時間を基本として超過勤務時間を算出)

(ウ) 生徒の地域クラブへ参加の意識・希望調査

(エ) 教師等が、地域クラブで指導者として活動する意志・希望調査

(オ) 学校部活動の地域クラブへの移行の生徒・保護者への説明

(カ) 各種目における登録制度の把握と生徒個人の登録状況の把握

(キ) 県大会等へ参加する場合、学校と地域クラブどちらで参加するかを把握
小中体育連盟の各専門部の対応の把握

(ク) 大会等へ参加する場合の引率者(部活動顧問、地域クラブ指導者)及びそのサービスの確認

(ケ) 日本スポーツ振興センターの適用範囲及び任意保険の加入状況の把握

(コ) 保護者等、地域人材の指導者参画への意向及び活用状況の把握

(サ) 各種大会の開催状況や参加状況の把握、参加する大会の制限

(シ) 学校部活動における諸課題の共通理解(事故防止・体罰防止・人権尊重等)

5 休日の学校部活動の地域移行に関するスケジュール

<p>令和5年度 茂原市で 1部活動</p>	<p>【地域移行対象:柔道】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">地域移行推進協議会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">設置する学校に係る部活動の方針（学校の設置者）</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">学校に対する地域移行の説明</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">地域クラブに対する地域移行の説明</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">地域移行準備委員会（学校）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">教職員の兼業規則整理</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">学校の部活動に係る活動方針(校長)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">月謝及びその支援の検討</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%; margin-left: auto; margin-right: 0;">施設利用の規則見直し</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;">休日の部活動地域移行を実施する地域クラブの公募</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;">年間計画・月活動予定の公表（地域クラブ）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;">地域クラブの見学（体験）会の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;">地域移行推進協議会・地域移行の最終確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #e0e0e0; margin: 10px 0;">学校部活動の地域クラブへの移行スタート</div>
<p>令和6年度 中学校で 1部活動</p>	<p>【地域移行対象:柔道に加えて1部活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度のモデルケースから成果と課題を検討する。 ○各学校で必ず1つの部活動が地域移行となるよう、令和5年度に加えて、休日の地域移行に向けて1部活動をピックアップして、地域クラブへの移行を開始する。
<p>令和7年度 各中学校 で複数地 域移行</p>	<p>【地域移行対象:すべての部活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学校ですべての部活動が地域移行となるよう、地域クラブへの移行を開始する。
<p>令和8年度 各中学校 で全て地 域移行</p>	<p>【千葉県の計画により変更の可能性あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○すべての休日の学校部活動での地域クラブ移行を完了する。
<p>令和9年度</p>	<p>【全部活動の地域移行完了(休日はすべて地域移行)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和9年度以降、休日の学校部活動は行わない。

〇〇年度 学校の部活動に係る活動方針

茂原市立〇〇中学校

<p>教育目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育目標 ・学校教育目標と部活動との関連、また、部活動の教育的意義等 	
<p>部活動の 基本方針</p>	<p>特色</p>	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校設備や地域の特性を生かした運営方針 ・部活動顧問の構成や考え方等 ・生徒の雰囲気や取り組み状況等
	<p>適切な指導</p>	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学的なトレーニングや合理的な指導法に関する方針 ・体罰・ハラスメントの根絶等
	<p>適切な 活動時間</p>	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに準拠した活動時間・休養日の明記。 ・試験前や休業中の活動に関する方針 ・大会前の練習の扱いや休養日の振替に関する運用方法
	<p>安全管理</p>	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全指導の在り方 ・安全点検に関する取組 ・熱中症への対応、等

その他

<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部団体や保護者との連携に関すること。 ・上記事項に当てはまらないもので、周知が必要なもの。

【資料2：部活動の活動方針】

茂原市立〇〇中学校

〇〇年度 〇〇部 活動方針・年間活動計画

教育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育目標 ・学校教育目標と部活動との関連、また、部活動の教育的意義等 		
活動方針			
部活動顧問			
部員数	〇〇名（男子〇名、女子〇名）	1年生〇〇名（男子〇名、女子〇名）	2年生〇〇名（男子〇名、女子〇名）
		3年生〇〇名（男子〇名、女子〇名）	
年間計画（参加大会・練習方針等）			
月	練習内容	公式戦等	練習試合、その他
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

【資料3：月活動計画】

〇〇年度 〇〇部 〇月活動計画表

【完全下校時刻 〇〇：〇〇】

茂原市立〇〇中学校

日	曜	練習時間		予定・内容・場所	備考 〔休養日振替〕
		朝練習	午後（通常練習）		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

【月間目標】

【連絡事項】

【資料4：活動実績・時間外勤務報告書】

〇〇年度 〇〇部 〇月実績報告書 茂原市立〇〇中学校

日	曜	練習時間		内容・場所	備考
		朝練習	午後(通常練習)		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

【連絡事項】

時間外勤務時間	年 月 日	校長	教頭	部活動担当
時間 分	部活動顧問名 _____			

【資料5：対外試合参加申請及び結果報告書】

校長	教頭	教務	事務	担当	顧問

○○○	部
-----	---

対外試合参加申請及び結果報告

以下の大会等に参加するため、対外試合の（参加を申請します。 ・ 結果を報告します。）

1 大会名等	場所				
2 開催日時	年 月 日 () : ~ :				
3 引率者		印		印	
4 交通手段					
5 主催・その他	小中体連 協会・連盟 練習試合 他				

< 6 参加者 >

No	年一組	氏 名	No	年一組	氏 名	No	年一組	氏 名
1			16			31		
2			17			32		
3			18			33		
4			19			34		
5			20			35		
6			21			36		
7			22			37		
8			23			38		
9			24			39		
10			25			40		
11			26			41		
12			27			42		
13			28			43		
14			29			44		
15			30			45		

< 7 結果報告 >

--

報告事項 1

行事の共催、後援及び協賛について

令和5年12月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告しま

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」（平成12年教育委員会訓令第3号）より

「後援」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日	月	日				
令和6年		12	22		生涯学習課	第47回 冬の夜の小さな音楽会	茂原混声合唱団 「四季」

○日程について

令和 6 年 茂原市教育委員会会議 2 月定例会
日時：2 月 1 3 日（火） 1 3：1 5～ 場所：市役所 9 階 9 0 1・9 0 2 会議室

※ 1 5：0 0～

学芸・文化・体育功労者等表彰式
市役所 5 階 5 0 1・5 0 2 会議室

令和 6 年 茂原市教育委員会会議 3 月臨時会
日時：3 月 8 日（金） 1 3：1 5～ 場所：市役所 9 階 9 0 1・9 0 2 会議室

令和 6 年 茂原市教育委員会会議 3 月定例会
日時：3 月 1 9 日（火） 1 5：0 0～ 場所：市役所 9 階 9 0 1・9 0 2 会議室

※ 1 3：1 5～ 第 2 回総合教育会議
(9 0 1・9 0 2 会議室)